

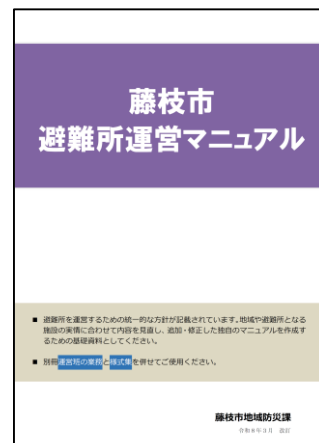
令和8年3月改訂のポイント

令和8年3月改訂のポイント→2つ

- ①女性用トイレなどにおける配慮すべきポイントの追記
- ②「災害時のこどもの居場所づくり」に関するポイントの追記

※その他、軽微な修正を実施

（子ども→こども、平常時→平時へ統一などの修正）



①女性用トイレなどにおける配慮すべきポイントを追記

- ・ **避難所開設！まずトイレを設置（すぐに使用できる簡易トイレを活用）**
発災から6時間以内に73%がトイレに行きたくなくなっている
⇒『トイレパニック』を防ぐ
R8.1.17藤枝市防災研修会 大正大学岡山教授講演
↳地域防災課HPに研修会資料の掲載あり
- ・ 『**トイレ環境の整備**』…数や使用環境を整備
女性用トイレは男性の「3倍」必要を強調
トイレは共有ではなく男女別に設置 → 仮設トイレに貼るシールを作成
洋式トイレの確保
トイレの混雑状況を見える化や避難所内のトイレ設置場所等を周知
- ・ 『**安全性とプライバシーの確保**』
居住スペースになるべく近い場所へ設置（出入りは見えない工夫）
明るい環境を整備（投光器などの照明設置）
内側から施錠ができるようにする
- ・ 『**衛生管理**』…汚いトイレは使いたくない→我慢→健康に悪影響
トイレ掃除の責任者や当番を設定
消毒等ができる環境整備 → 手指消毒剤の設置
トイレ専用の履物を用意し居住スペースの履物とは別にする

②「災害時のこどもの居場所づくり」に関するポイントを追記

・居場所の設置時期

発災後2、3日以内に確保することが望ましい

・居場所の設置場所

各避難所に1か所ずつ設置する → 避難所レイアウトに「キッズスペース」

※避難所の広さによっては「共有スペース」に兼ねることを検討

在宅避難のこどもや若者を含めた利用を検討

できる限り屋内と屋外の両方で確保

・居場所の空間デザイン

発災前の「日常」に近い居場所づくりを心掛ける

出入口はできるだけ1つにし、出入りの確認及び不審者の立ち入りを防ぐ

避難者の生活スペースから離れた場所が望ましい

共有スペースを時間制でこども専用の居場所として確保した例がある

動きたい、静かにしていきたいなど、こどもの希望によるレイアウトを検討する

清潔に保つための衛生用品等を用意しておく

・必要な配慮

親をなくしたこどもや家族と離れて暮らしているこどもへの配慮

アレルギー疾患のあるこどもへの配慮

障害を持つこどもや外国語を母語とするこども等への配慮 など

災害時のこどもの居場所づくりとは...

【目的】

「避難所などでこどもが安全に遊び、学び、心身のストレスを発散できる専用スペースを確保し、日常性の回復と心のケアを図る活動」で、孤立を防ぎ、遊びや交流を通じて安心感を与え、健全な発達を支えることを目的としている

【重要性】

- ・ストレス発散と心の癒やし: 被災によるショックからの回復を助ける
- ・安心・安全の確保: 混雑する空間から離れ、こどもが安心して過ごせる空間を作る
- ・日常の回復: 遊びや学習を通じて、少しでも発災前の日常に近い環境を提供する
- ・孤立防止: こども同士に加え、相談できる大人との交流でコミュニケーションを促進

国の指針等

「こどもの居場所づくりに関する指針」(令和5年12月22日閣議決定)

「災害時のこどもの居場所づくり」手引きこども家庭庁(令和7年5月)

※参考 R7避難生活計画書への記載状況 「こどものスペース」の記載 13/40避難所

「共有スペース」の記載 11/40避難所

どちらかは記載あり 16/40避難所

～令和8年度末までのマニュアル改訂予定～

- ・若者の視点をマニュアルに反映
- ・時系列での業務フローの整理 など